

平成30年7月9日（臨時会）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

只今から、平成30年第6回鞍手町議会臨時会を開会します。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において6番議員 田中二三輝君及び8番議員 鯨坂省治君を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

今期臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日間に決定しました。

次に進みます。

日程第3 議案第62号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第3 議案第62号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第3 議案第62号は、平成30年度鞍手町一般会計補正予算第1号であります。

本補正予算の主なものをご説明しますと、歳出につきましては、2款 総務費においては、法人町民税の法人税割額の還付による税収入の還付金の追加及び空家流通促進事業費の追加を行っております。

3款 民生費においては、民生委員辞任申し出に伴い民生委員推薦会開催費の追加及び隣保館事務室のエアコン更新に伴い備品購入費の追加を行っております。

また、歳入では、歳出で事業費を増額した補助事業に伴う国庫支出金の追加を行っております。

そしてこれらの要因により、今回の補正第1号におきまして不足する財源928万3,000円を財政調整基金から繰入れ、歳入歳出を調整しております。

その結果、歳入歳出それぞれ1,203万8,000円を追加し、予算総額は、歳入歳出それぞれ76億6,280万5,000円となっております。

以上が、日程第3 議案第62号の提案説明であります。

ご審議の上、ご承認のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

これから質疑を行います。

議案第62号について、まず歳出について質疑をお受けいたします。

補正予算に関する説明書の10頁をお開き下さい。

2款 総務費及び3款 民生費について、10頁から13頁まで質疑はありませんか。
宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

11頁、空家対策の中身の業務委託料190万円ほど出ていますが、これについてご説明をお願いします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

業務委託料190万円を今回補正させていただいております。その下にあります先駆的空家対策モデル事業委託料を32万4,000円減額していますが、これとの関係を説明させていただきたいと思います。

今回の補助事業は、住宅市場整備推進等事業、住宅ストック維持向上促進事業として採択されております。当初は先駆的空家対策モデル事業として昨年作成しましたマニュアルを基に空家の流通促進事業の中で相談会を実施しようと考え、先駆的空家対策モデル事業委託料32万4,000円を計上しておりました。しかし今回この補助事業に相談体制の整備事業がメニューとしてあり、空家の流通促進を含めた相談会、相談体制の整備等当該事業を拡充して実施をしようと考えております。そのために、業務委託料として190万円を計上させていただきました。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

同じく11頁ですが、徴税费で還付金等が発生しているということでございますが、この還付金が発生した経緯等を教えていただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 梶栗 恭輔君

お答えいたします。

平成29年11月1日に法人町民税の予定申告書の提出及び予定納税されておりました1法人から平成30年5月30日に確定申告書が提出され、934万6,000円の法人税割額の還付の請求がございました。

この法人分を含めまして6月末までで1,242万3,000円の還付額が確定しており、平成30年度鞍手町一般会計当初予算で税収入の還付金につきましては1,000万円の予

算措置をしていただいておりますが、予算が不足すること、また今後も法人町民税を始め個人住民税などの還付が予測されることから、この法人分の還付金と還付加算金の合計額944万7,000円を補正し対応したいと考えたところでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

この法人税の関係で当初予算に対しての補正は当然そうなるわけですが、景気動向等を想定して当初予算等を計上しているとは思いますが、当初予算に近い補正となっているということで、その当初予算を計上するときの考え方について教えて下さい。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 梶栗 恭輔君

お答えいたします。

税収入の還付金の予算計上につきましては、議員がいまおっしゃいますように法人町民税の還付金の場合、景気の動向等を注視しながら予算計上をするべきとは思っております。しかし、なかなか予測も難しい部分もありまして現在は過去5年間の還付金額を参考に予算計上をさせていただいており、例年1,000万円を当初予算に計上させていただいております。以上です。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

景気動向や地域、それから業種等によって隔たり等はあるとは思いますが、より広く情報を取るなり、当初予算を例年どおりに行うというのも一つのやり方かも知れませんが、今後の検討課題というふうに私は思うのですが、そういった景気動向でより広く情報を取ってそういったものを駆使しながら当初予算を計上すべきではないかというふうに思いますが、今後課題として捉えていらっしゃるのかどうか、これからも例年の数値を重要視しながらやっていくという考えなのか、その辺を教えてください。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 梶栗 恭輔君

この税収入の還付金につきましては、法人町民税を例にいたしますと、景気の動向により景気がよくなれば法人として利益が出て、それだけ法人税割額なりの収入は増額となります。法人町民税の歳入の方はそれも増額となりますが、企業の方が利益が出たことによりまして設備投資等にお金を回された場合、この法人税割額が減額という形で確定申告書が上がってまいります。今回のように予定納税されていた税額の還付の請求となるなど、還付金の支出額を予測することはなかなか難しい部分もございます。しかし議員が言われますように、今

後の検討課題とさせていただきます。例年の還付金額だけを参考とするだけでなく歳入予算も含めまして、今まで以上に景気の動向、それから国や県からの情報提供をいただきながら予算計上をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他にありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

先程質問がありました11頁の空家対策のところですが、空家対策流通促進協議会委員の報酬と費用弁償が上がっています。

町長の附属機関の中にもう一つ空家等対策協議会というのがあると思うのですが、その協議会とこの流通促進協議会との棲み分けといいますか、どういう協議会の違いがあるのかをお尋ねしたいと思います。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 藤原 光徳君

岡崎議員が言われましたように空家等対策協議会につきましては、特定空家といいまして、危険な家屋の空家を特化したもので考えております。この空家対策流通促進協議会というものはまだ活用できる空家、そういうものを活用していくための、流通させるための協議会として考えています。ですので、中におられます委員として若干異なった業種の方がいらっしゃいますので、その辺は棲み分けをしています。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

空家対策の流通を促進するためということですが、空家を今までずっと調査をしてきてランク付けをしているのかどうか分かりませんが、使える空家、そうでない空家、ほとんど壊れているような空家等々があると思うのです。そういったものを棲み分けした中で流通させるための協議会がここで報酬と費用弁償が上がっているわけですが、同じ空家の対策としてここを流通のためのというよりも空家一つとして壊すべき物は壊すべきとして、その中でも協議ができるのではないかなというふうに思います。

委員としては若干違いがあるという答弁でしたが、そのところは2つの協議会を一つにする考えもあっていいのではないかなと思っておりますが、その辺町長はどのようにお考えですか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 藤原 光徳君

特定空家に特化した委員会の方は、空家の措置法の中で委員のメンバーが決まっております。町長、議員さん、建築関係というふうな、措置法の中でメンバー的なものというのは決

まっております。

この空家対策の流通促進協議会というものは、鞍手町独自で作っていますので、これは法的なものではありませんので、こちらは金融関係とかそういう業種の方、またハウスメーカー等を考えておりますので、その辺が違っていると思います。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

8頁をお開き下さい。

8頁及び9頁について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第62号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第62号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

これより委員会審査のためしばらく休憩します。

休憩 13時18分

再開 13時45分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

日程第3 議案第62号を議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

田中総務文教委員長。

○6番 田中 二三輝君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第62号 平成30年度鞍手町一般会計補正予算第1号。

本委員会は、本日付託された上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第62号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第62号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第62号 平成30年度鞍手町一般会計補正予算第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第62号は原案のとおり可決されました。

(「動議」の声あり)

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

この際地方自治法第100条の規定に基づく庁用車の使用に関する調査特別委員会の設置を求める動議を提出いたします。

(「賛成」の声あり)

○議長 星 正彦君

只今宇田川亮君から、地方自治法第100条の規定に基づく庁用車の使用に関する調査特別委員会を設置されたいとの動議が提出されました。

この動議は2人以上の賛成者がありますので成立します。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることについて採決します。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よってこの動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることは可決されました。

追加日程第1 地方自治法第100条の規定に基づく庁用車の使用に関する調査特別委員会の設置を議題とします。

宇田川亮君にお尋ねします。

この動議に関する資料等は提出できますか。

○4番 宇田川 亮君

はい出来ます。

○議長 星 正彦君

出来るということですね。

それでは配付をお願いします。

(「資料」配付)

それでは、設置理由の説明を求めます。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

庁用車の使用に関する調査特別委員会の設置を求める動議について提案説明を行います。

庁用車の使用について、私の6月議会での一般質問において、全て町長としての職務であり、私的使用はしていないと答弁されています。さらに、3月議会においても生活拠点はほとんど鞍手であるとも答えられています。

しかしながら、平成26年度から平成29年度の運転日誌を調べると、1日に福岡市内を2往復しないと到達しない走行距離150km以上が使用日数780日の内239日もあり、行事予定にない庁用車の使用や公務での使用とはわからない日数が470日近くもあります。

庁用車の使用に伴う費用である燃料代、高速代、車両維持費、人件費等は町民の税金で賄われており、町長として早急に具体的に明らかにするべきです。

町民の関心が高い庁用車の使用に関する調査を行い、町長としての説明責任を果たさせるためにも特別委員会を設置すべきと考えます。

以上を理由とし、以下読み上げて提案説明とさせていただきます。

次のとおり庁用車の使用に関する調査特別委員会の設置を求める。

1、調査事項、庁用車の使用に関する事項。

2、特別委員会の設置、本調査は地方自治法第109条及び鞍手町議会委員会条例第4条の規定により、議長及び議会選出監査委員の議員を除く委員11名で構成する庁用車の使用に関する調査特別委員会を設置し、これに付託しておこなう。

3、調査権限、本議会は、1に掲げる事項の調査を行うために地方自治法第100条第1項及び同法第98条の権限を上記特別委員会に委任する。

4、調査期間、上記特別委員会は1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことが出来る。

5、調査経費、本調査に要する経費は、本年度においては50万円以内とする。

以上です。

○議長 星 正彦君

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

地方自治法第100条の規定に基づく庁用車の使用に関する調査特別委員会設置についてを採決します。

地方自治法第100条の規定に基づく庁用車の使用に関する調査特別委員会を設置することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって地方自治法第100条の規定に基づく庁用車の使用に関する調査特別委員会を設置することは可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これをもって、平成30年第6回臨時会を閉会します。

閉会 13時54分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 星 正 彦

議員 田 中 二 三 輝

議員 鯨 坂 省 治